

## 覚書

金港交通株式会社（以下「会社」という）と2労組（金港交通労働組合、金港交通連合労働組合、以下「組合」という）は、有料道路の費用分担について、下記のとおり覚書を記す。

### 記

- 第1条 実車時での有料道路の通行料については、乗客に請求すること。
- 第2条 遠方へ迎車で向かう場合や遠方までの乗客について、降車地が営業圏境から50km以遠の場合、帰路での有料道路通行料は原則として乗客に請求すること。（道路運送法第十三条三項）
- 第3条 その他空車時での有料道路の通行料については、原則として、国土交通省が指定する営業区域（京浜交通圏）内での利用については乗務員の負担とし、国土交通省が指定する営業区域（京浜交通圏）外での利用については会社と乗務員の折半とする。
- 第4条 第3条に定めた本人負担分の通行料は、毎乗務後に必ず納金すること。
- 第5条 労災病院への迎車時での有料道路通行料の会社負担は廃止する。
- 第6条 本覚書は運賃改定実施日の前日までとし、運賃改定実施日以後については、労使協議の上決定する。
- 第7条 本覚書に定めのない事項または本覚書の各条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決する。
- 第8条 本覚書は令和4年12月1日より適用する。

以上、本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署（記）名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和4年11月26日

金港交通株式会社  
代表取締役社長 関 裕之



金港交通労働組合  
執行委員長 吉川 一房



金港交通連合労働組合  
執行委員長 石井 豪

